

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>失業なき労働移動支援のための連携協定書</u></p> <p>(目的) 第1条 <u>本協定は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により雇用不安が生じている中、佐賀労働局（以下「甲」という。）、公益財団法人産業雇用安定センター佐賀事務所（以下「乙」という。）及び佐賀県（以下「丙」という。）が相互に情報共有や緊密な連携を図ることにより、失業なき労働移動等を支援し、雇用の安定を図ることを目的とする。</u></p> <p>(情報共有・連携事項) 第2条 <u>甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、情報を共有し、連携した取組を行う。</u></p> <p>(1) <u>在籍出向や転籍等の失業なき労働移動の促進のための情報発信</u> (2) <u>相談窓口の開設</u> (3) <u>出向等ニーズや求人ニーズの把握</u> (4) <u>出向等ニーズのある企業と求人ニーズのある企業との出向等に関するマッチングの支援</u> (5) <u>その他必要と認められる事項に関すること</u></p> <p>2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項について定期的に情報交換と協議を行うものとする。</p> <p>(協定内容の変更) 第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>労働移動支援等のための連携協定書</u></p> <p>(目的) 第1条 <u>佐賀県内の雇用情勢については、コロナ禍からの経済活動の再開等によってポストコロナ社会に向けて歩みを進めており、企業の生産性の向上に資する人材の育成や労働移動の円滑化等の支援により、企業活動を促進し、雇用の安定化に向け更なる好循環を生み出していく必要がある。</u> <u>こうしたことから、佐賀労働局（以下「甲」という。）、公益財団法人産業雇用安定センター佐賀事務所（以下「乙」という。）及び佐賀県（以下「丙」という。）が相互に情報共有や緊密な連携を図ることにより、雇用の安定化に向けて協働して取り組むことを目的とする。</u></p> <p>(情報共有・連携事項) 第2条 <u>甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、以下の事項について、情報を共有し連携した取組を行う。</u></p> <p>(1) <u>生産性の向上に資する人材育成支援</u> (2) <u>事業再構築に必要な人材の受け入れ支援</u> (3) <u>在籍型出向による雇用維持支援</u> (4) <u>前各号の取組を促進するための情報発信やニーズの把握</u> (5) <u>労働移動に関する支援の他、賃金上昇に取り組む事業主の支援などその他連携が必要と認められる事項に関すること</u></p> <p>2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項について定期的に情報交換と協議を行うものとする。</p>

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき知り得た個人情報などの秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩、本協定の目的以外の利用をしてはならない。ただし、事前に承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年とする。本協定の有効期間を延長する場合は、甲、乙又は丙のいずれかから期間満了の日から1か月前までに申し出るものとし、更新期間は1年とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。